平成２８年（フ）第４号
新潟県燕市佐渡2531番地28
債務者　山崎　孝幸
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第８号
静岡県伊豆の国市四日町278番地の１　メゾン韮山Ｂ　203号
債務者　山田　珠美
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２５号
静岡県沼津市山王台２番21号　ペピタシティーサイド107
債務者　望月　信明
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２号
京都府舞鶴市溝尻中町18番地２
債務者　福島　英美
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第１０８０号
堺市北区百舌鳥梅北町４丁27番地　ヴィラ富貴Ⅰ―204号
債務者　川崎　一弘
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５号
大阪府松原市三宅西４丁目582番地の１―201号
債務者　浦井　浩志
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６号
大阪府松原市三宅西４丁目582番地の１―201号
債務者　浦井眞理子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
大阪府松原市田井城２丁目２番２―509号、住民票上の住所大阪府松原市田井城２丁目２番２―833号
債務者　上村　祐也（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
堺市堺区昭和通２丁41番地１―303号
債務者　小林　幸子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
大阪府柏原市石川町６番70号
債務者　木村　純子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５７号
堺市北区奥本町２丁８番地24
債務者　田中　清美
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６５号
堺市中区土塔町2208番地１　ハイツＫ＆Ｋ203号
債務者　西尾　奈美
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
北海道室蘭市八丁平４丁目16番12号、前住所北海道室蘭市柏木町36番13号
債務者　松崎つぐみ
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第８号
北海道帯広市白樺16条西３丁目５番地
債務者　梅津　京子
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１４号
北海道河東郡鹿追町北町１丁目９番地１　北町団地20号棟
債務者　小川　徳樹
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
北海道河東郡鹿追町北町１丁目９番地１　北町団地20号棟
債務者　小川　昌子
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第４号
新潟県上越市子安新田８番１号
債務者　松田千恵子
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
新潟地方裁判所高田支部